



高齢者の消費者トラブルが増加！ - トラブルの現状を知って、被害を防ぎましょう -

※(独)国民生活センターHPより抜粋

◆◆相談事例◆◆

【事例1】裁判の通知ハガキが届き連絡したら弁護士から取り下げ費用を請求された。(契約当事者：70 歳代 女性)

【事例2】契約先の関連会社と偽られて別会社と光回線の契約をしてしまった。(契約当事者：60 歳代 男性)

【事例3】訪問され契約した塗装工事の解約を申し出たが断られた。(契約当事者：60 歳代 女性)

【事例4】説明をよく理解せずにスマートフォンとタブレットを契約し高額な請求を受けた。(契約当事者：60 歳代 女性)

消費者トラブルを防ぐには、周囲の方による見守りも非常に大切です

「見守り」と「気づき」のポイント

独立行政法人国民生活センター見守り新鮮情報第202号より

住まいの様子



- 不審な契約書、請求書などの書面や、宅配業者の不在通知などが無い。
- 不審な健康食品などが無い。
- 新品のふとんなど、同じような商品が大量にない。
- 屋根や外壁、電話機周辺などに不審な工事の形跡がみられない。
- 通信販売のカタログやダイレクトメールなどが大量にない。
- 複数社から配達された新聞や景品類などが無い。
- 不審な業者が出入りしている形跡はない。



高齢者本人の言動や態度など



- 不審な電話のやり取りや、電話口で困っている様子はない。
- 生活費が不足するなど、お金の困っていない。
- 預金通帳などに不審な出金の記録はない。



★不安に思った場合やトラブルになった場合は 一人で悩まず、消費生活センターに相談してください★

岡山市消費生活センター	
電話	(086) 803-1109
相談 日	月曜～金曜
時間	9時～16時

または

岡山県消費生活センター	
電話	(086) 226-0999
相談日	火曜～日曜
時間	9時～16時30分